

令和3年1月29日(金)

メ	モ	担当者	
会社名・役職 経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課			
氏名			
聴取結果作成の依頼について			
1	聴取日時	令和3年1月28日(木) 17時30分~18時30分	
2	聴取場所	経済産業省別館	
3	先方	経済産業省貿易管理部安全保障貿易管理課	
4	当方	■■■管理官、■■■主任、■■■	
5	聴取内容	(1) 曝露について 弁護側の主張である、曝露してしまうから条件のハに当たらないという主張が間違っているとは、経産省としてはいえない。 これまでに、被告会社からの問い合わせ・弁護士照会が何度かあり、その主張として、「曝露しない構造の噴霧乾燥器ではないから、該当する装置ではない。」というものであったが、経産省としては、一貫して 要件のなかに曝露するかどうかは入っていない という回答しか、していない。 これは前提条件としてイロハのすべてを満たす機械であれば、曝露防止の対策があるかどうかは関係ないという趣旨での回答である。 弁護側の主張である、 乾熱殺菌すると漏れるから殺菌できない(ハの要件に当たらない)ので、 非該当である という主張については、そのような根拠があり、それが正しいのであれば非該当となるだろう。 漏れても殺菌ができているという実験結果でもあれば、これをもって該当とは	

言えるかもしれないが、何の根拠もなく該非に影響しないとは言える立場ではない。

経産省としては、警察の主張が正しいのであれば、該当となるというものであり、その前提が違うのであれば非該当となる。

警察側の曝露は関係ないという主張が裁判で認められれば、該当となり、弁護側の主張の方が正しいと認められれば非該当となってしまう。

(2) 聴取結果報告書の作成について

聴取結果として、

輸出貿易管理令別表第1の3の2の項 (2) 5の2の噴霧乾燥器の該当性判断にあたり、作業員の被曝対策についての規定はないので、製造粉体が当該噴霧乾燥器の外部に漏洩し、作業員が曝露するか否かということ自体はその該当性の判断には影響しない。

という事実についてだけの内容であれば、自分の意見としては、対応可能なのでないかと思われる。

しかし、

空だき運転(乾熱殺菌)の際に粉体が漏れていいいのか
という、さらに踏み込んだ解釈論になるのであれば、前述の回答しかできないし、
公判への対策等もあるので、検事からの意見を聞いた上で対応させて頂きたい。

(3) 装置内部の温度が100度に達しなかったことについて

経産省としては、今までの乾熱殺菌で殺菌できるという条件については、装置内部を110度以上維持できる噴霧乾燥器という認識であった。

もし、違う理論でいくのであれば、公判に向けて、その結果について共有させてもらいたい。

6 今後の予定

経産省との打ち合わせの結果について検事に連絡し、検事から経産省へ連絡してもらうよう調整を図る予定である。